

## 別表

### 健康長寿推進企業等知事表彰 表彰基準

#### 1 従業員とその家族の健康づくり部門

次の項目のうち、3つ以上の項目に該当し、今後もその活動が期待でき、他の模範と認められるものであること。

- (1) 健（検）診受診率向上のための取組を実施している。
- (2) 食生活・運動習慣の改善のための取組を実施している。
- (3) たばこ対策の取組を実施している。
- (4) ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を実施している。
- (5) メンタルヘルス対策の取組を実施している。
- (6) その他、従業員やその家族の健康づくりのための取組を実施している。

#### 2 地域住民等の健康づくり部門

事業活動や社会貢献活動の一環として、地域住民等の健康づくりに資する取組を実施し、今後もその活動が期待でき、他の模範と認められるものであること。